

事務連絡
令和6年11月29日

各都道府県電気料金支援等担当課 御中

経済産業省 資源エネルギー庁
電力・ガス事業部 電力産業・市場室

「重点支援地方交付金」を活用した電気料金支援の継続のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じたエネルギー価格の高騰に対する支援として、特別高圧を使用する中小企業への料金支援等を講じていただいております。その点につきましても重ねて御礼申し上げます。

この度、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」が閣議決定され、引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、2023年3月に措置された「重点支援地方交付金」については、これまで示してきた推奨事業メニューの取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大したうえで、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行うことが明記されました。（別添1）

（「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューより抜粋）

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

（令和5年3月28日付の事務連絡で例示した内容）

① 特別高圧で受電する中小企業等

特別高圧で受電する中小企業等、特別高圧で受電する工業団地や商業施設等に
入居する中小企業等。中小企業で特別高圧を受電している業種の例としては、
鋳物、鍛造、製鐵、繊維、セメント等があげられる。

② 商店街の街路灯等

商店街灯、防犯灯等※一般的に低圧で受電

③ 特別高圧で受電する工業用水道

これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域の実情も踏まえながら、特別高圧を使用する中小企業等に対する支援など、これまで実施いただいた電気料金支援の継続を含め、重点的・効果的な負担軽減対策を講じることを御検討いただくとともに、早期の予算化に向けた御検討も進めていただきますようお願いいたします。

このようなお願いをするにあたり、御検討の際の御参考として、一部地方公共団体に講じられた活用事例等をまとめております（別添2）。また、今年の夏に物価高騰の影響を強く受けた中小企業等に対する支援も可能とする見込みです。

なお、本経済対策において、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月の冬季の電気・ガス代を支援すること*とされております。困難な状況に直面する家計や価格転嫁が困難な中小企業等の負担が過重なものとならないようにするという趣旨から、一般家庭や中小企業の多くが含まれる低圧と高圧については一律に支援することにしたものであること、御理解を賜りますようお願いいたします。

※電力消費量がピークの1月・2月使用分の負担軽減を特に重点化し、1月・2月使用分について、電気は使用量に対して低圧2.5円/kWh、高圧1.3円/kWhを乗じた額を助成する。3月使用分について、電気は使用量に対して低圧1.3円/kWh、高圧0.7円/kWhを乗じた額を助成する。

各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【添付資料】

（別添1）経済対策本文（関係箇所抜粋）

（別添2）特別高圧を使用する中小企業等に対する支援の参考事例

（照会先）

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力産業・市場室

担当 加畑・小坂・丹原

直通 03-3501-1748

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

別添 1

(2024年11月22日閣議決定)

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第2節 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

(2) 地域の実情等に応じた物価高対策の推進

地方創生臨時交付金のうち「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス使用世帯への給付等の支援を、
- 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を、それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、これから厳冬期を迎えることを念頭に灯油支援のメニューを新たに追加するなど、推奨対象を拡大した上で、「重点支援地方交付金」の更なる追加を行う。その際、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。また、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護や中小企業といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例を始め必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的なきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。

物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月の冬期の電気・ガス代を支援する。

生活困窮者への灯油購入の助成や消防・救急車両等の燃料油代の増額など、地方公共団体が実施する原油価格高騰対策に対して、特別交付税を措置する。

2050年のカーボンニュートラル実現を宣言している中、2022年1月に緊急措置として開始し、今なお継続している燃料油価格の激変緩和事業については、本対策策定後の12月から、出口に向けて段階的に対応する。

特別高圧を使用する中小企業等に対する支援の参考事例

- 全ての都道府県において、2023年3月に措置された「重点支援地方交付金」を活用した、特別高圧を使用する中小企業等に対する支援を公表いただいている。
- 引き続きの支援を検討いただくための参考事例を以下に掲載する。

使用量に応じた支援を行っている事例

愛知県 中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金【約19億円】

✓ 支援対象：

- ①県内で特別高圧電力を受電している中小企業者
- ②県内で特別高圧電力を受電している工業団地及び商業施設等に入居している中小企業者

✓ 支援単価・期間：

- 令和5年4～8月：3.5円/kWh、
令和5年9月～令和6年3月：1.8円/kWh

✓ 補記：

- ・②への支援にあたっては、特別高圧受電施設が事前登録を行うことにより、申請時に入居事業者に求める資料を削減
- ・オンライン申請システムにより申請・受付手続を簡略化

鹿児島県 特別高圧受電事業者支援事業【約25億円】

✓ 支援対象：

特別高圧を受電し県内に事業所を有する企業

✓ 支援単価・期間：

令和5年1～9月：1.8円/kWh、
令和5年10～令和6年4月：0.6円/kWh、
令和6年5月：0.3円/kWh

✓ 補記：

・特別高圧受電施設に入居しているテナント事業者等については、施設管理者（特別高圧受電契約者）から、電気料金の負担の実態に応じた電気料金の減額等により、間接的に給付を受ける仕組み

定額による支援を行っている事例

東京都 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業【約112億円】※特別高圧支援予算はこの内数

✓ 支援対象・金額：

- ①都内の施設で特別高圧電力を直接受電する中小企業者等：500万円/所
- ②特別高圧電力を受電する都内の施設にテナントとして入居する中小企業者等：10万円/所